



1. 対象条件について		
	質問	回答
1	今回申請する省エネ家電について、過去に他の補助金を受けています。今回の申請は補助対象となりますか。	対象となりません。 ※過去にエアコンの補助金を受けた場合でも、そのときのエアコンとは別のエアコンを新たに購入する場合は、申請できます。
2	二世帯住宅に住んでいる場合、それぞれの世帯で申請できますか。	住民登録の世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請ができます。
3	店舗兼住宅に省エネ家電を設置した場合は、対象になりますか。	住んでいる「住宅」の部分に設置した場合のみ、補助の対象となります。
4	新居に省エネ家電を設置しました。申請日時点で市内転居の手続きがまだ完了していないのですが、補助の対象となりますか。	省エネ家電を設置後、設置先の住所への転居手続きが完了してから申請してください。
5	令和8年4月1日（対象期間前）以前に購入した場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。
6	令和8年4月1日（対象期間前）以前に購入し、設置前です。対象となりますか。	対象となりません。
7	インターネットで購入した省エネ家電は、対象になりますか。	対象となりません。 市内販売店で購入した場合が補助対象となります。
8	市外販売店で購入した省エネ家電は、対象になりますか。	対象となりません。
9	テレビとLED照明器具を、それぞれ違う販売店で購入しました。対象になりますか。	対象となるのは、同じ販売店で購入したものに限りです。

2. 対象機器について		
1	補助対象となる機器は、どこで確認できますか。	販売店、もしくは省エネ型製品情報サイト ( <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> ) で確認ができます。
2	販売店や省エネ型製品情報サイトでも、省エネ基準達成率が確認できません。	かんきょう課までお問い合わせください。
3	省エネルギー基準達成率が100%未満のものは、対象となりますか。	対象となりません。
4	リース（レンタル）品は対象となりますか。	対象となりません。
5	中古品は対象となりますか。	対象となりません。新品である必要があります。
6	冷凍庫は対象になりますか。	対象となりません。
7	シーリングファン機能付きのLED照明器具は対象になりますか。	対象となります。LED照明器具の形状は問いません。
3. 申請について		
1	申請はだれでもできますか。	省エネ家電を購入し、設置した住宅の世帯主の方のみ申請できます。 窓口持参は、代理の方でも可能です。
2	申請書はどこで入手できますか。	下記のいずれかで、入手できます ①市HPからダウンロード。 ②筑後市役所本庁舎1階 かんきょう課の窓口で受け取る
3	申請はどうやってするといいですか。	下記のいずれかで、申請できます ① 市役所かんきょう課の窓口へ提出 ② 郵送で送る ③ インターネットで申請する
4	書類の不備があった場合、受付してもらえますか。	書類の不備があった場合は、受理できません。必要書類を不備なく揃えて、改めて申請してください。
5	郵送で申請した場合、申請日はいつになりますか。	市が申請書を受領した日が「申請日」となります。
6	省エネ家電の納期が遅れているため、枠だけ確保できますか。	設置前の申請はできません。 設置後、必要な書類を全て揃えて、申請してください。

7	振込先の口座は、申請者本人以外の名義でもよいですか。	振込先の口座は、申請者本人の「個人名義」の口座に限ります。
8	レシートや領収書を紛失した場合、補助申請できますか。	申請できません。 申請の際は、領収書等の写しの提出が必要です。
9	領収書やレシートに支払合計額のみが記載されている場合でも、問題ありませんか。	購入日、メーカー名・型番、販売店名、購入金額の内訳の記載が必要です。
10	メーカー保証書とはどのようなものか。	メーカー保証書とは、家電製品のメーカーが発行する保証書のことです。家電製品の購入時に添付されているもので、型番が記載されているものを指します。
11	保証書内に型番の記載がありません。	保証書の箇所のほか、取扱説明書の表紙など、型番が記載されている部分の写しをあわせて提出してください。
12	家電製品の製造メーカーが発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することはできますか。	「製造メーカー発行の保証書」がない場合は、補助の対象外です。
13	保証書には、購入者の住所や氏名の記入は必要ですか。	販売店、またはご自身でご記入ください。
14	補助金を申請し、上限額まで交付を受けていない場合、上限額との差額分について、もう一度申請することはできますか。	できません。 申請は、1世帯につき1回限りです。
15	申請者が書類一式を市役所へ持参することができない場合、家族や知人等による代理提出は可能ですか。	可能です。 申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を含めた一式を揃えた状態で、代理の方が提出してください。
16	電子申請の入力内容に誤りがあり、必要書類の添付を忘れました。どのようにすればよいですか。	もう一度、電子申請を行ってください。

4. 購入・設置について		
1	クレジットカードやQRコード決済での支払いは対象になりますか？	クレジットカード、電子マネー、QRコード決済においても対象ですが、領収書が必要になるため、販売店にご確認のうえ、ご利用ください。
2	商品券やポイントで購入した場合でも、対象になりますか？	対象となります。 この場合、商品券やポイントを使用する前の販売価格を補助対象とします。
3	下取りによる割引を受けた場合は、どのような取扱いになりますか。	下取りによる割引を受けた後の支払額を補助対象とします。
4	クーポンによる割引を受けた場合は、どのような取扱いになりますか。	クーポンによる割引を受けた後の支払額を補助対象とします。
5	取付費用や処分費用などは補助対象経費に含まれますか？	対象となります。
6	市内の販売店で省エネ家電を購入し、設置工事を市内の別の業者に依頼しました。設置費用は補助の対象になりますか。	対象となります。 設置工事業者が発行した領収書の写し（設置費用の内訳が分かるもの）を提出してください。 この場合の補助上限額は、「購入した販売店が大型店かどうか」で判断します。 ※市外工事店は対象外
5. その他		
1	補助金の予算はどのくらいですか。	5,250万円です。
2	予算の残額を確認できますか。	市ホームページやSNSで随時更新します。最新の情報は、かんきょう課（0942-53-4120）までお問い合わせください。